
第3期 辰野町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

辰 野 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3
5. 本計画の策定方針	4

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口・世帯・人口動態等	5
2. 人口の推計	10
3. 保育園・幼稚園・学校の状況	11
4. ニーズ調査の結果概要	13

第3章 教育・保育と子ども・子育て支援事業の充実

1. 教育・保育と子ども・子育て支援事業の全体像	24
2. 教育・保育提供区域の設定	25
3. 教育・保育の認定	25
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策	25

第4章 計画の推進

計画の推進体制	33
計画の評価・検証	33

資料編

辰野町子ども・子育て会議設置要綱	34
辰野町子ども・子育て会議委員名簿	35

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国では、急速な少子化の進行による労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造の大きな転換期を迎えています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、子どもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。

国においては、少子化の歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成 24(2012)年に子ども・子育て関連3法が成立し、平成 27(2015)年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始しました。新制度においては、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとしています。

また、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制強化等を行うため、令和4(2022)年6月に児童福祉法が改正されました。この改正により、市町村において「母子保健」と「児童福祉」を一体化し、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めることになりました。

令和5(2023)年4月には、常に子どもの最善の利益を第一とし、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」という、子どもの視点と、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さない、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔の役割として「こども家庭庁」が新たに創設され、「こども基本法」や「こども大綱」が定められたところです。

令和6(2024)年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要とされています。

本町では、「第2期辰野町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6(2024)年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価を行うとともに、成果や課題等を踏まえ、切れ目のない支援による子育て環境の充実を図るために、「第3期辰野町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。同法の内容に基づき、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

また、上位計画である総合計画の実現を目指した子育て分野の具体的計画であるため、他の関連計画も含めて整合性を図りながら、施策を推進していきます。

子ども・子育て支援法(抜粋)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

3. 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和 11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和 2～6 年度 (2020～2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)
第2期子ども・子育て 支援計画	第3期子ども・子育て支援計画 (令和7(2025)年度～令和 11(2029)年度)					
	こども計画(策定予定) (令和 7(2025)年度～令和 12(2030)年度)					

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

計画策定にあたり、市町村においては、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本町では、保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、子ども・子育て支援に関し学識経験のある方で構成する「辰野町子ども・子育て会議」で計画内容の検討・審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

町民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和6年8月 20 日から令和6年9月 17 日までの期間にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメント(意見公募)の実施

本計画に対する町民の意見を広く聴取するために、(令和7年2月 日から同年3月 日まで)の期間でパブリックコメントを実施し、最終的な計画案の取りまとめを行いました。

(4) 本計画の策定方針

令和5(2023)年にこども家庭庁が「こども大綱」を策定し、従来の子育て支援に加え、こどもを対象とした幅広い支援の方針が示されました。本町においても、同大綱に準じたこども計画を策定する予定です。こども計画策定を見据えたうえで、調査分析から見えた課題及び国の方向性を踏まえた計画の方針は以下のとおりです。

◆ 辰野町こども計画(仮称)への統合を見据えた計画とする

本計画は、令和7年度策定予定の辰野町こども計画への統合を予定しています。

国の「こども大綱」では、市町村はこども大綱を勘案して、「市町村こども計画」を作成することに努めるとされています。市町村子ども計画には、子ども・若者計画や子どもの貧困対策に係る計画などを盛り込む必要があり、また、子ども・子育て支援事業計画等既存の法令に基づく計画と一体的に作成することができるとされています。本町の子ども施策全体に横串を刺すことができるとともに、ライフステージごとの施策を体系づけることができ、町民にとって分かりやすい計画とすることができます。

そのような状況を踏まえ、今回の第3期辰野町子ども・子育て支援事業計画については、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保についての計画のみの策定とします。令和7(2025)年度には、「子ども・子育て支援事業計画」「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策に係る計画」等を一体的にまとめた「辰野町こども計画」を策定する予定です。

◆ 保護者の働き方の変化や相談支援等のニーズに対応した子育て支援施策とする

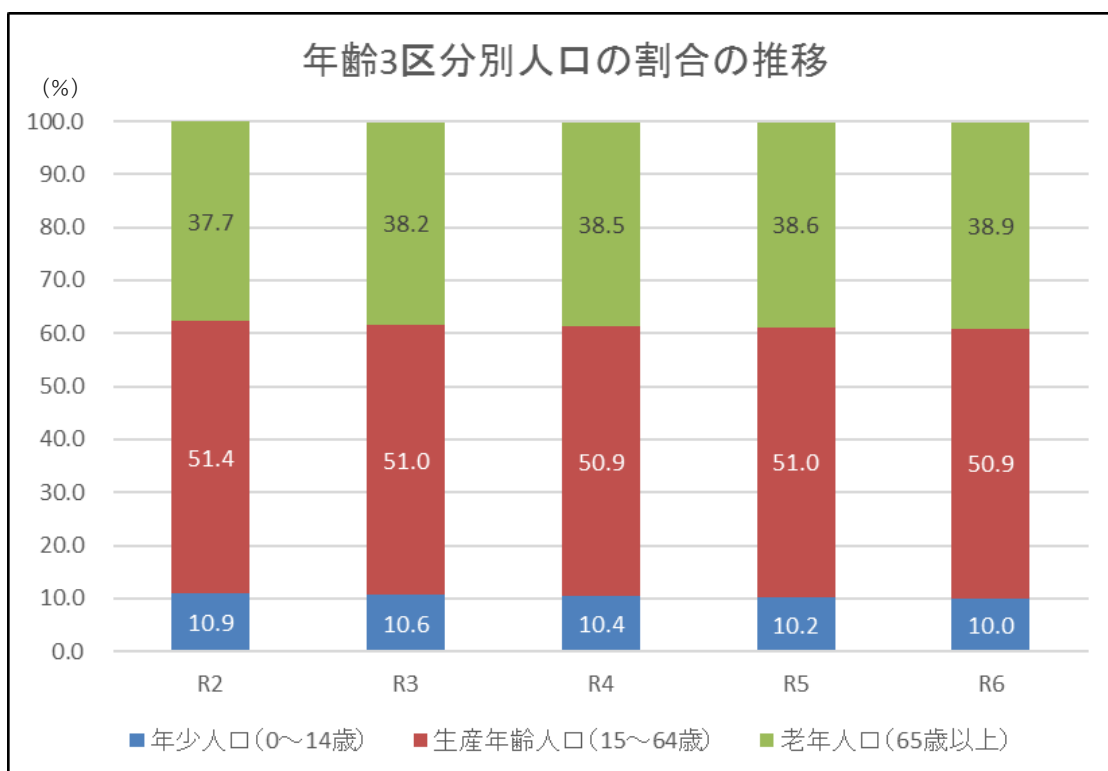
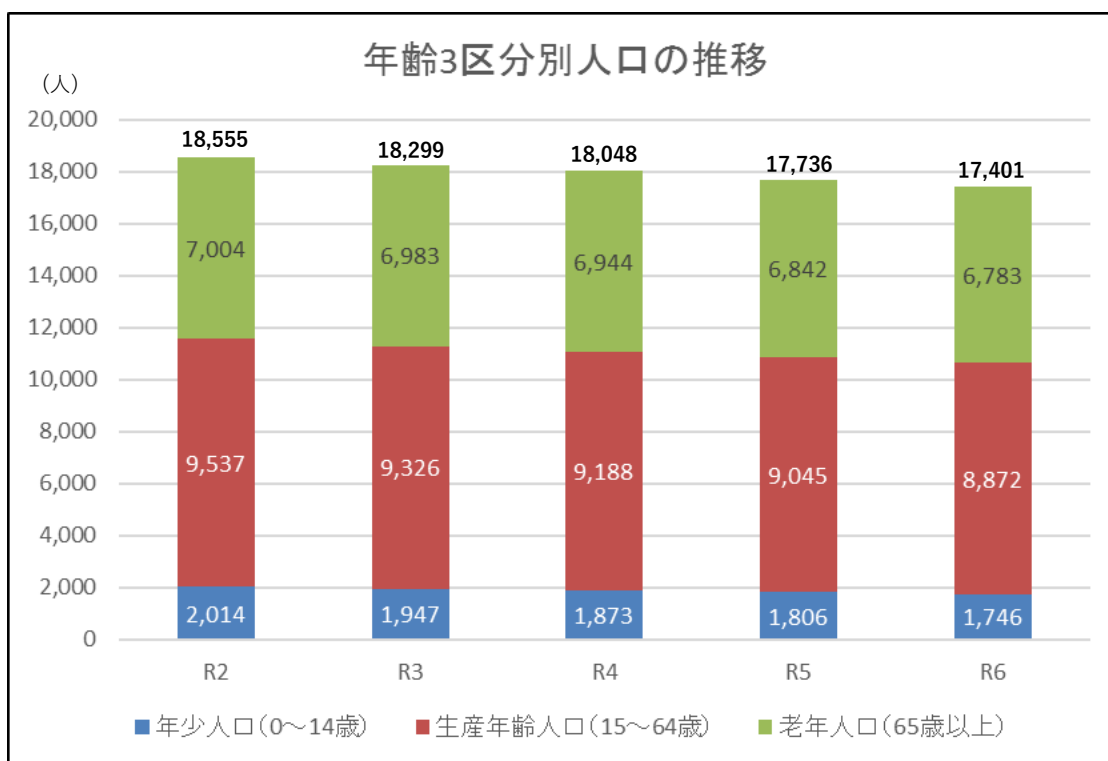
- 共働き世帯の増加等から、預かりのニーズが増加しており、次の点に注力する。
 - 延長保育のニーズ量の増加に対応
 - 病児・病後児保育の受入体制整備(令和7年度開設予定)
- 共働き世帯の増加等から、未満児の保育ニーズは増加が見込まれている一方で、全般的な保育ニーズは人口減少とともに減少が見込まれるため、保育園の再編を検討する。
- 全国的な課題でもあるが、保育士の数は不足しており、確保に向けた施策をたてる。
- 子育てに関して悩んでいる、不安に感じている保護者が多いことから、子育てに関する悩み相談の支援内容充実と及びその周知を図る。
- 特別な支援が必要な子どもへの支援ニーズが増加していることから、支援体制の確保・充実に向けて取り組みを進める。
- 子育てと仕事の両立を実現するためには、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠です。企業への働きかけや情報提供を通じて、多様な働き方の実現や長時間労働の抑制等、子育てと仕事の両立支援に対する理解を促進する。
- 困難を抱える家庭(障がい、疾病、虐待、貧困、外国籍など)の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的支援の充実を図る。また、ヤングケアラーやひきこもりなど、潜在化しやすい問題を解決するため、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図る。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口・世帯・人口動態等

(1) 年齢3区分別人口の推移

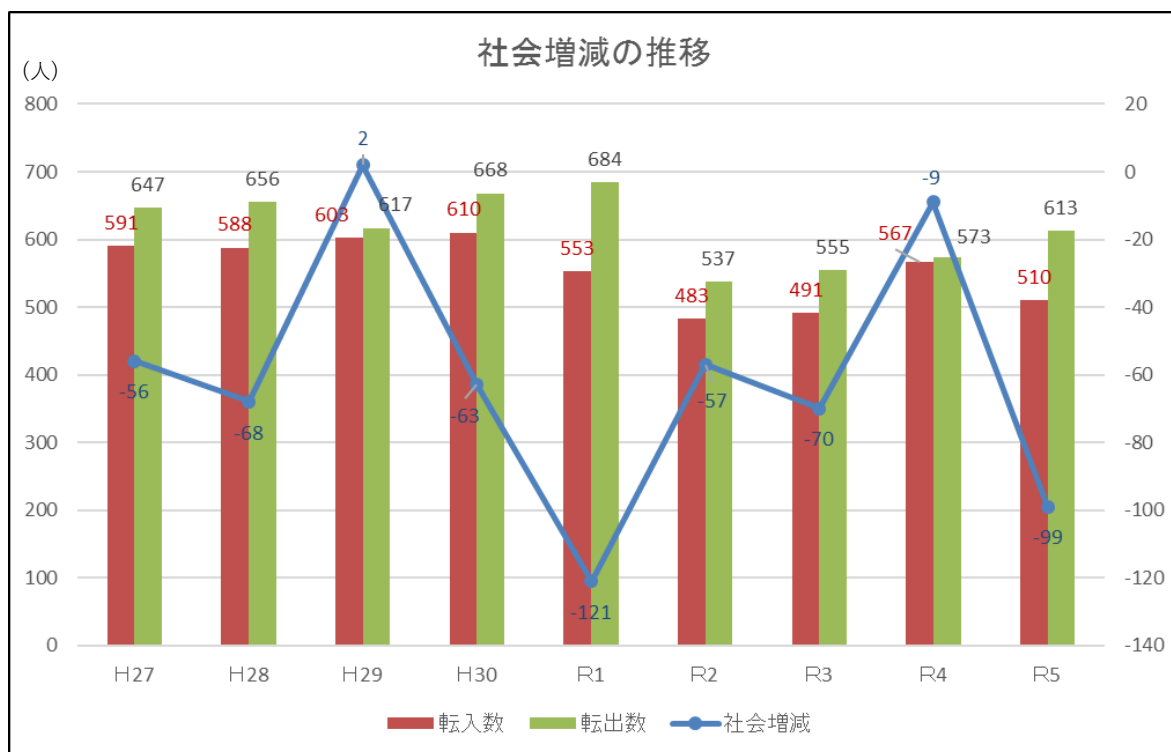
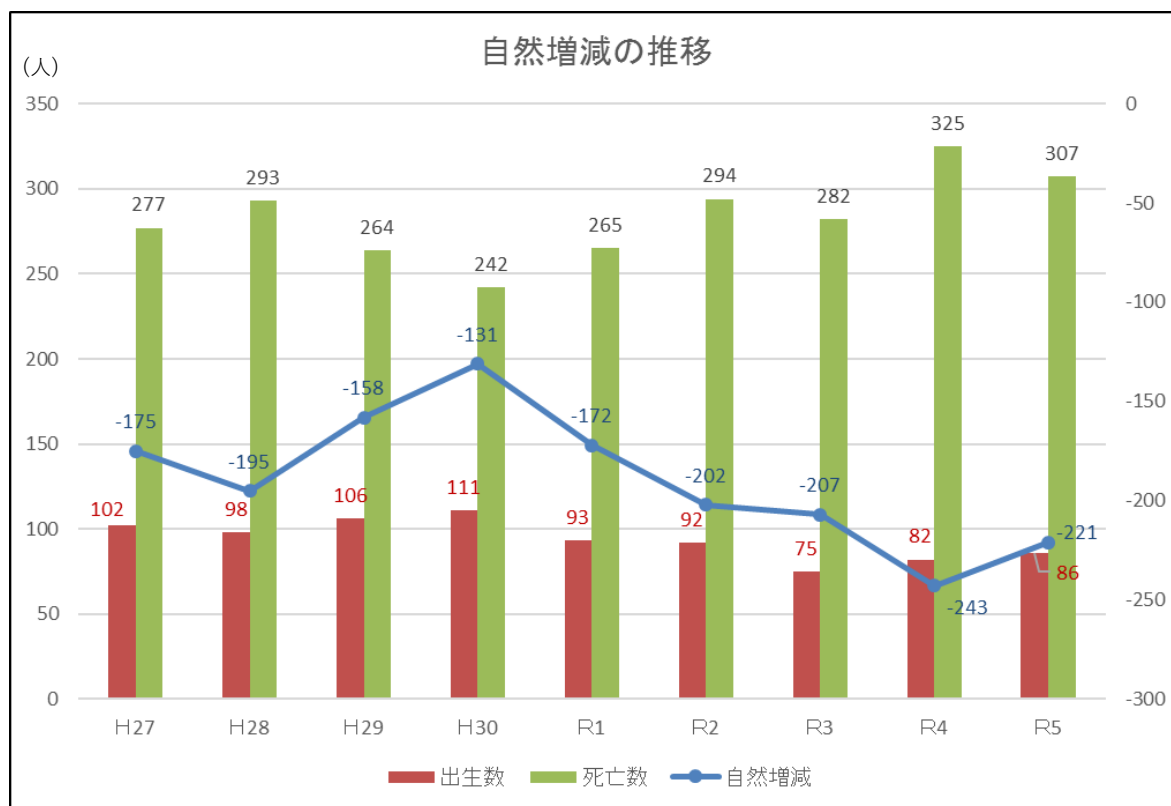
本町の総人口は年々減少しており、令和2(2020)年の18,555人から、令和6(2024)年には17,401人と、5年間で1,154人減少しています。また、65歳以上の高齢化率が令和6(2024)年には38.9%と、令和2(2020)年から1.2ポイント上昇している一方で、0～14歳の年少人口率は0.9ポイント下降しています。



(各年10月1日現在)

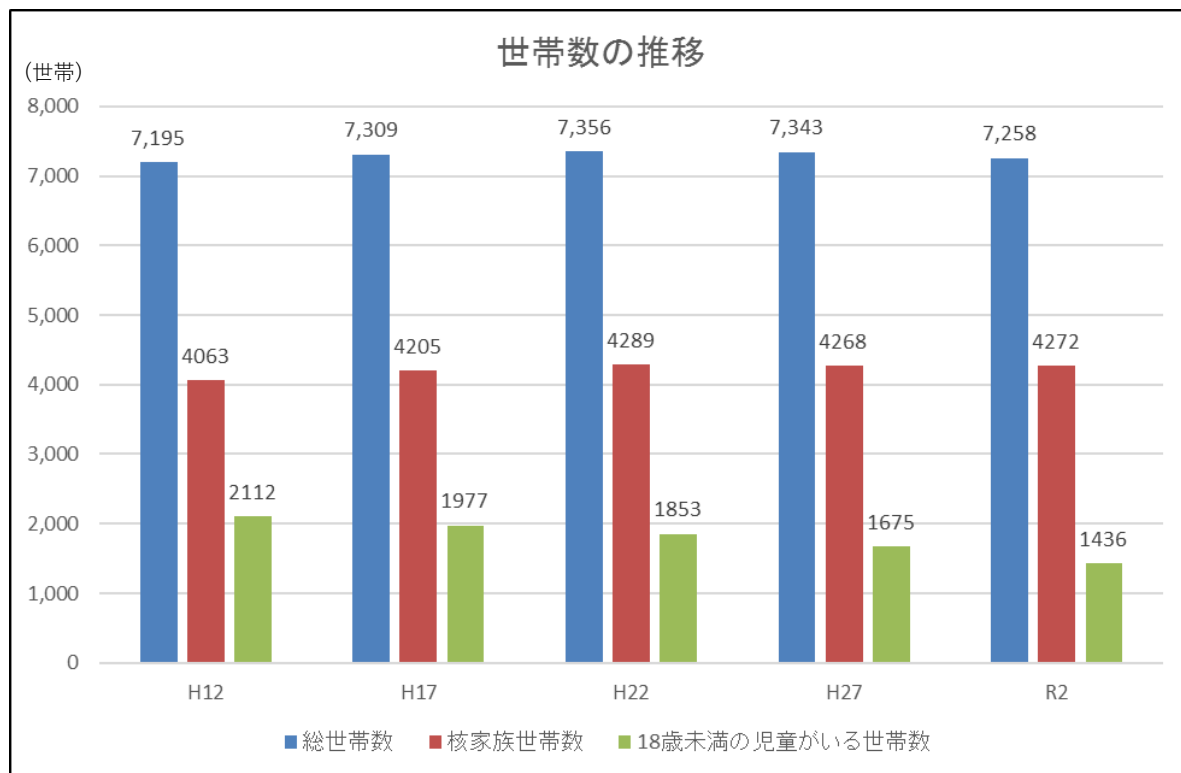
(2) 自然増減・社会増減の推移

自然増減(出生・死亡による人口動態)は、マイナスで推移しており、令和5(2023)年は221人のマイナスとなっています。社会増減(転入・転出による人口動態)は、平成30(2018)年以降マイナスとなっており、令和5年は99人のマイナスとなっています。



(3) 世帯数の推移

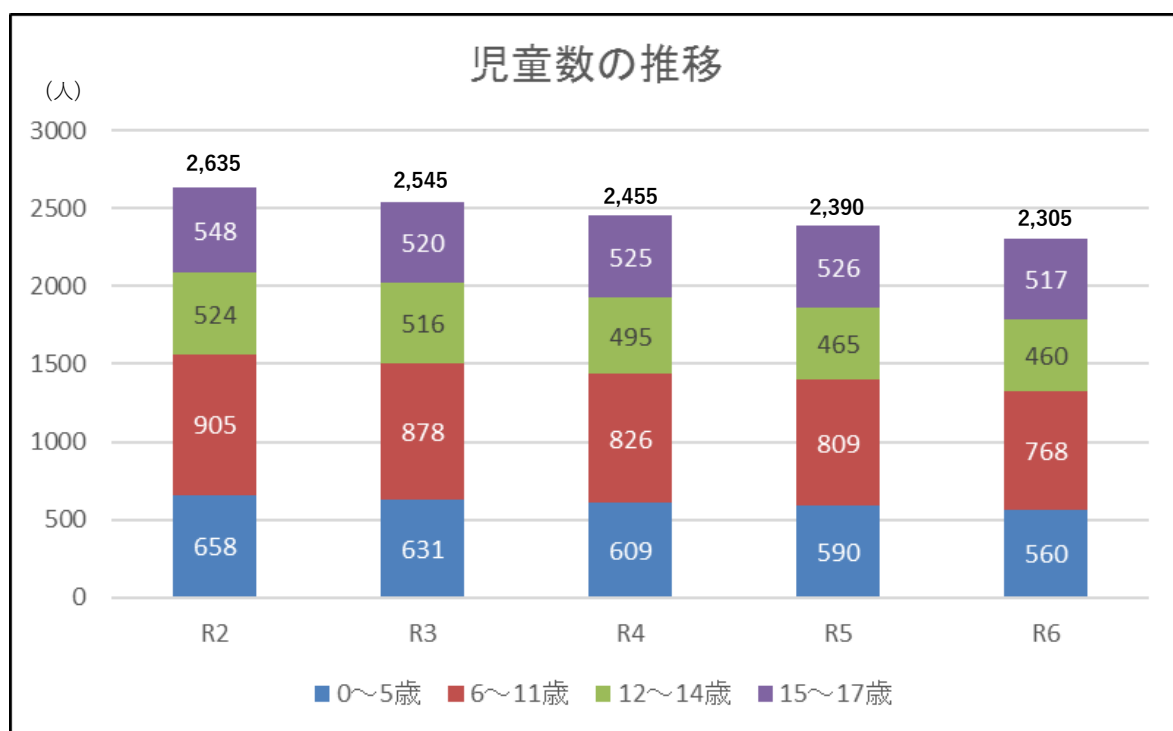
世帯数は、増加傾向で推移していたが、令和2(2020)年で7,258世帯となっています。核家族世帯数は年々増加する一方、18歳未満の児童がいる世帯は減少しています。



国勢調査(各年10月1日現在)

(4) 児童数の推移

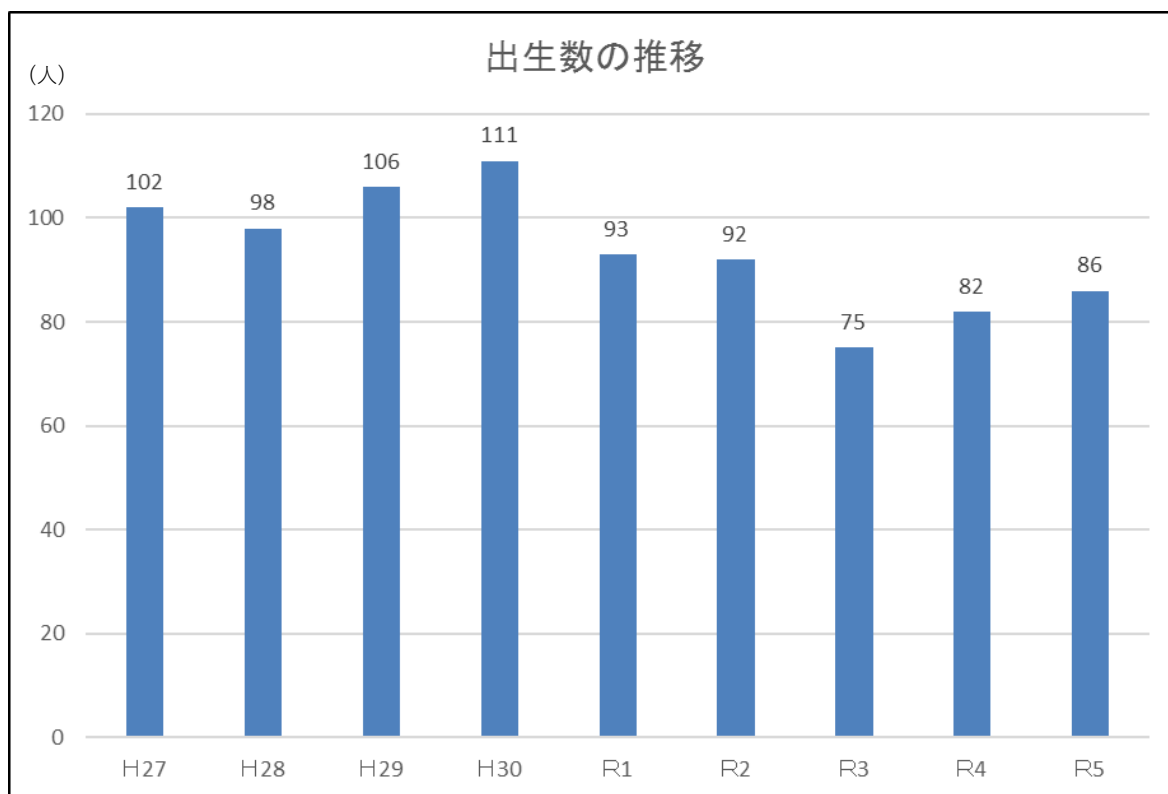
18歳未満の子どもの人口は、0～5歳(就学前児童)、6～11歳(小学生)、12～14歳(中学生)、15～17歳(高校生)のそれぞれが減少傾向となっています。



(各年4月1日現在)

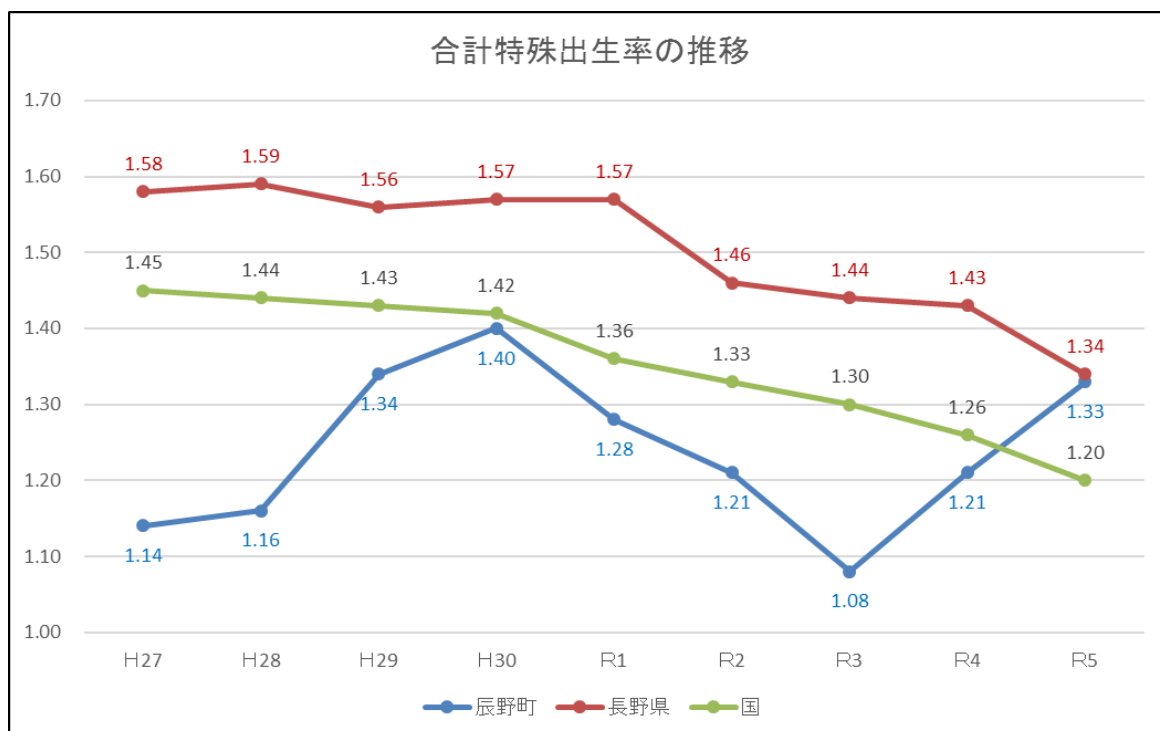
(5) 出生数の推移

増減を繰り返しているものの、直近3か年は増加し、令和5年は 86 人となっています。



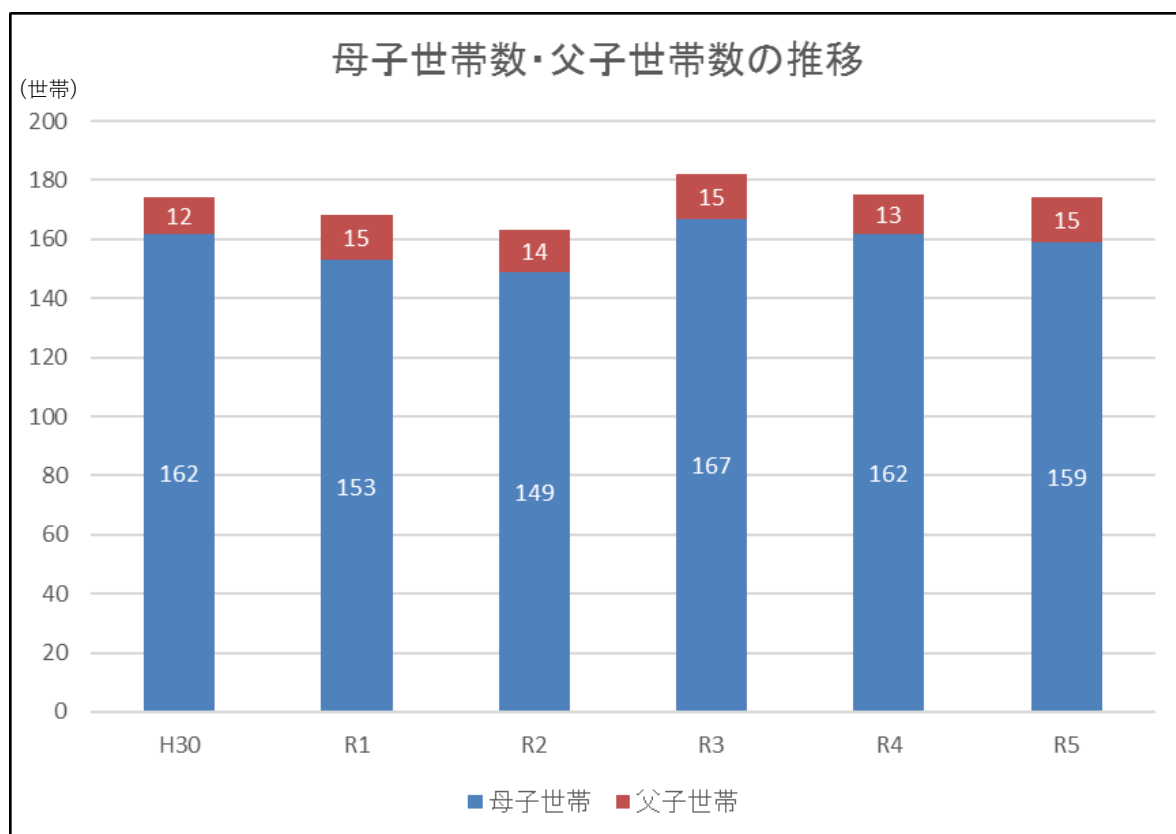
(6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、令和5年では長野県が 1.34、全国が 1.20 となっています。本町は直近3か年の状況をみると、増加傾向で推移しています。



(7) 母子世帯数・父子世帯数の推移

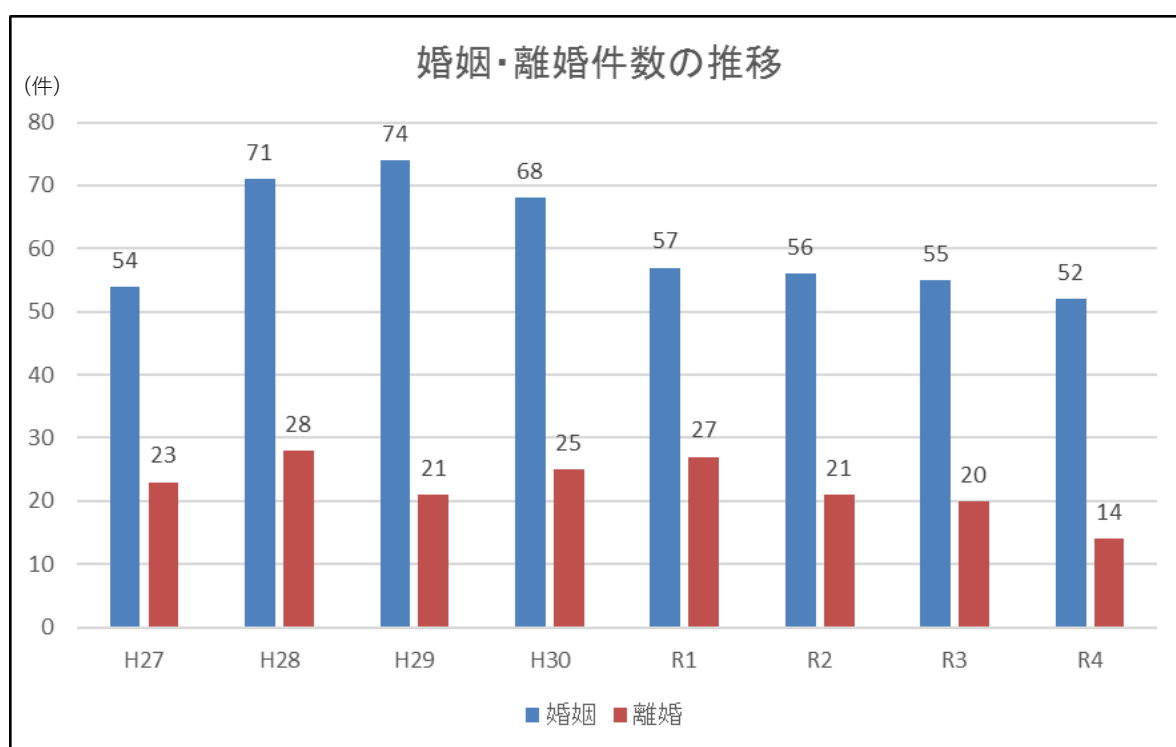
母子世帯、父子世帯ともに若干の増減があるものの、同様の数値で推移しています。



(各年 8 月 1 日現在)

(8) 婚姻数・離婚数の推移

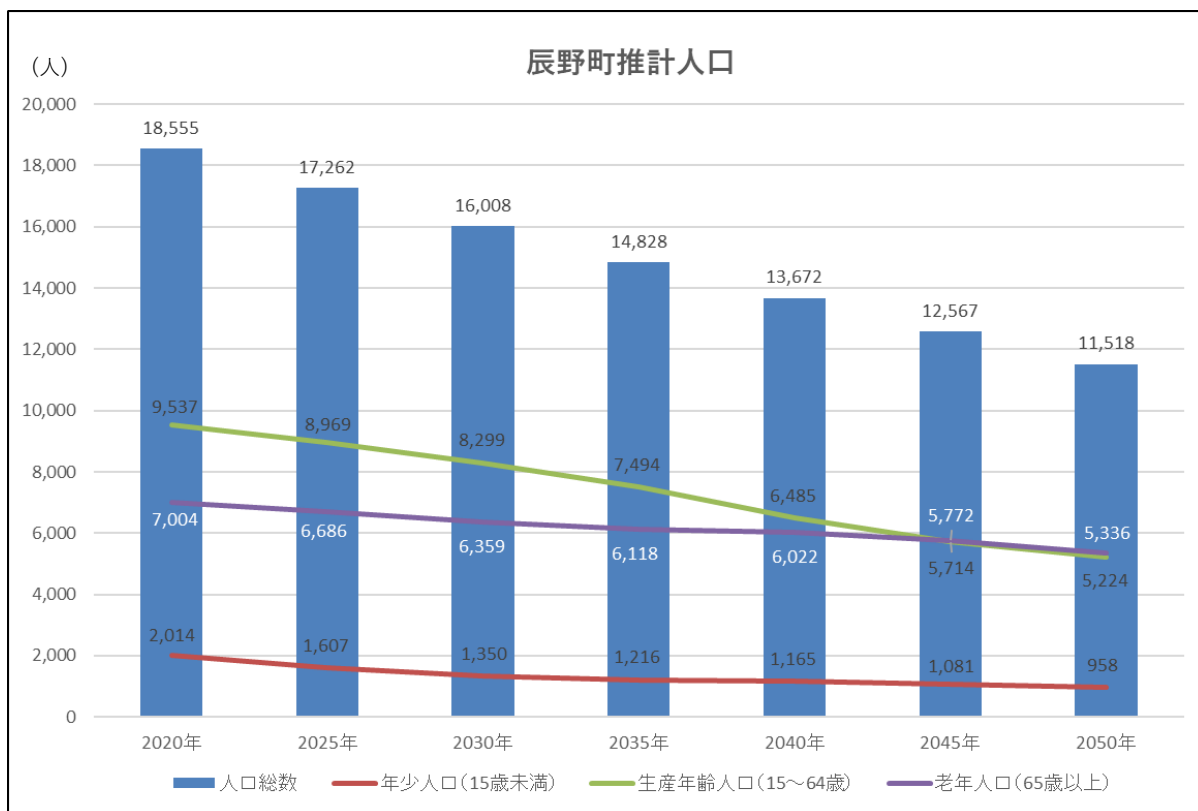
婚姻数、離婚数ともに減少傾向にあり、令和4年は婚姻 52 件、離婚 14 件となっています。



2. 人口の推計

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推計

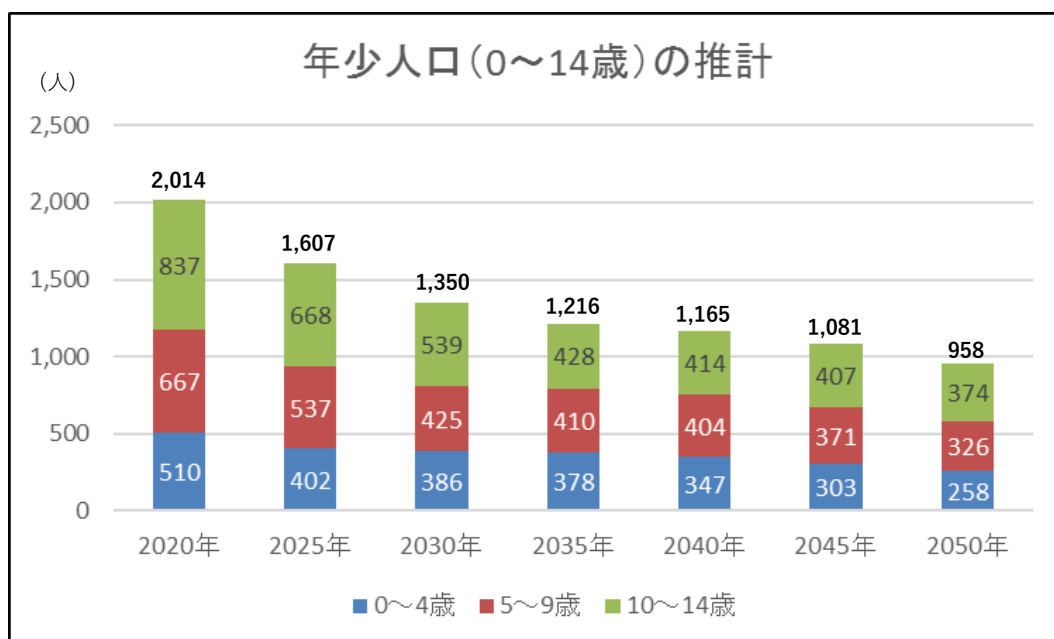
本町の人口は年々減少を続け、2050年の総人口は11,518人と予測されます。年齢3区分別の人口推計をみると、老年人口、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向での推移が予測されます。



出典：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年少人口の推計

0～5歳(就学前児童)、6～11歳(小学生)、12～14歳(中学生)のそれぞれが減少傾向となっています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所

3. 保育園・幼稚園・学校の状況

(1) 保育園・幼稚園の利用状況

保育園は、令和6年4月1日現在で6か所となっています。入園児童数は、減少傾向で推移しており、令和6年度は374人となっています。

幼稚園は、令和6年4月1日現在で1か所となっています。入園児童数は、直近3か年は同様の数値で推移しています。

(単位:人)

保育園名		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
中央保育園		127	126	126	133	116
羽北保育園		56	55	59	63	58
新町保育園		80	73	68	64	69
平出保育園		34	44	46	42	31
小野保育園		28	25	20	24	28
東部保育園		74	75	74	65	72
合 計		399	398	393	391	374
内 訳	0歳	5	4	1	6	5
	1歳	42	52	37	41	46
	2歳	57	55	69	51	54
	3歳	98	97	85	100	73
	4歳	89	102	98	91	101
	5歳	108	88	103	102	95

(各年4月1日現在)

(単位:人)

幼稚園名		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
ヨゼフ幼稚園		49	42	33	31	34
内 訳	3歳	10	9	13	12	12
	4歳	21	11	8	12	11
	5歳	18	22	12	7	11

(各年4月1日現在)

(2) 小中学校の状況

小学校は、令和6年5月1日現在で5校となっています。児童数は、減少傾向で推移しており、令和6年度は 778 人となっています。中学校は、令和6年5月1日現在で2校となっています。児童数は、減少傾向で推移しており、令和6年度は 441 人となっています。

(単位:人 各年5月1日現在)

学校名		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
川島小学校		11	9	10	13	14
辰野西小学校		403	414	412	397	341
辰野東小学校		265	250	235	234	224
辰野南小学校		106	99	96	93	98
両小野小学校		116	106	109	106	101
合 計		901	878	862	843	778
内 訳	1年生	144	129	122	126	116
	2年生	153	143	132	124	119
	3年生	152	152	149	130	120
	4年生	138	153	156	147	126
	5年生	164	137	156	159	143
	6年生	150	164	147	157	154

(単位:人 各年5月1日現在)

学校名		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
辰野中学校		436	426	412	387	387
両小野中学校		70	73	60	59	54
合 計		506	499	472	446	441
内 訳	1年生	162	151	159	136	146
	2年生	182	163	149	160	137
	3年生	162	185	164	150	158

(3) 学童クラブの状況

学童クラブは、令和6年5月1日現在で4か所となっています。利用者数は、増減を繰り返しており、令和6年度は 358 人となっています。

(単位:人 各年5月1日現在)

学童クラブ名	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
辰野西学童クラブ	129	142	161	140	159
辰野東学童クラブ	107	91	92	87	93
辰野南学童クラブ	36	27	34	29	52
両小野学童クラブ	53	58	54	57	54
合 計	325	318	341	313	358

4. ニーズ調査の結果概要

■ ニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

「第3期辰野町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、町民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

- 小学校就学前のお子さん(未就学児童)の保護者 390 人
- 小学校に通われているお子さん(就学児童)の保護者 765 人

(3) 調査期間

令和6(2024)年8月20日(火)～9月17日(火)

(4) 調査方法

Web フォームによる回答

(5) 回収結果

- 小学校就学前のお子さん(未就学児童)の保護者:回答数 184 票、回収率 47.2%
- 小学校に通われているお子さん(就学児童)の保護者:回答数 347 票、回収率 45.4%

(6) 備考

- 図表中の割合は、小数点第2位を四捨五入した数値であるため、合計値が 100%にならない場合がある。
- 図表中の「n」は Number of case の略で、「n＝」は該当質問の回答者数を表す。なお、無回答の処理によって、回答者数が異なる場合がある。
- 本文中では、未就学児童の保護者は「未就学児童」、就学児童の保護者は「就学児童」と表記する。
- 設問の選択肢が長い項目については、省略して記載している場合がある。
- 子どもの年齢は令和6年4月1日時点であり、本文中では右表のように学齢表記をする。
- 一部、第2期計画策定時のニーズ調査(2019年 未就学児童の保護者を対象)の結果を引用しており、本文中では「第2期」と表記する。

【未就学児童】

年齢	学齢
0歳	0歳児
1歳	1歳児
2歳	2歳児
3歳	年少
4歳	年中
5歳	年長

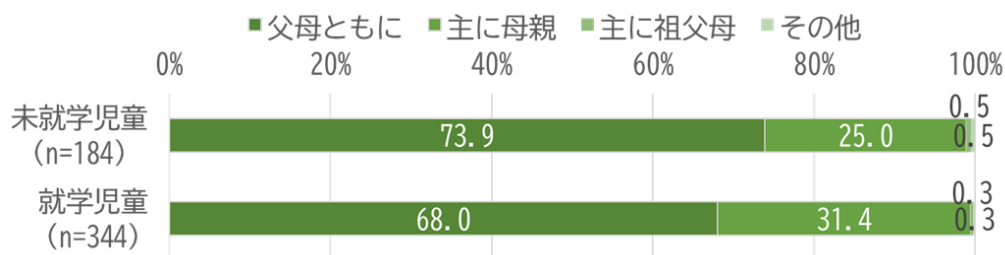
【就学児童】

年齢	学齢
6歳	小学1年生
7歳	小学2年生
8歳	小学3年生
9歳	小学4年生
10歳	小学5年生
11歳	小学6年生

■ ニーズ調査結果

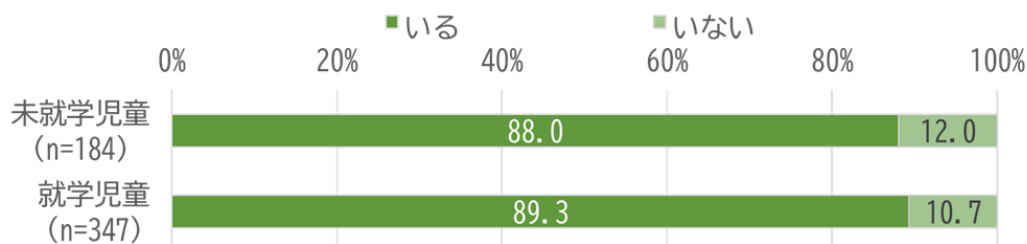
《子育ての環境・状況》

① 子育てや教育を主に行う人

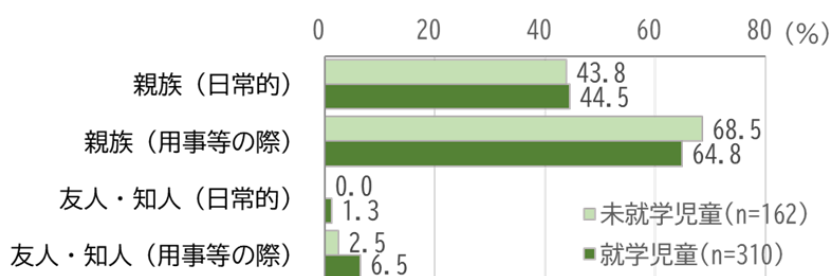


- 未就学児童、就学児童ともに、ほぼ全ての世帯において親が子育てや教育に主に携わっている。「父母ともに」は約 70%となっている。また、「父母ともに」とする割合は未就学児童が就学児童を上回っている。

② 保護者以外に子どもの面倒をみてもらえる人の有無



【子どもの面倒をみてもらえる人(複数回答)】(「いる」とした回答者)



- 約 10%の保護者は、子どもの面倒をみてもらえる人がいない。
- 子どもの面倒をみてもらえる人としては、親族の割合が友人・知人に比べ高くなっている。そのうち、用事等(または緊急時)にみてもらえる親族がいる割合が最も高い。

③ 未就学児の保護者の現在家庭類型(第2期調査との比較)

	A	B	C	C'	D	E	E'	F
第2期(n=272)	9.6	40.1	27.6	4.8	17.6	0.4	0.0	0.0
第3期(n=181)	5.0	51.4	27.1	6.1	10.5	0.0	0.0	0.0

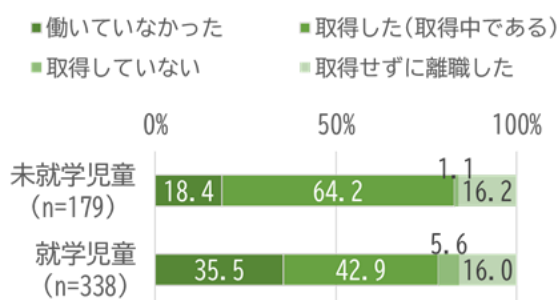
※保護者の婚姻状況及び就労状況による家庭類型

- | | |
|-------------------|--------------------|
| A ……ひとり親 | D ……専業主婦(夫) |
| B ……フルタイム×フルタイム | E ……パートタイム×パートタイム |
| C ……フルタイム×パートタイム | (保育の必要性あり) |
| (保育の必要性あり) | E' ……パートタイム×パートタイム |
| C' ……フルタイム×パートタイム | (保育の必要性なし) |
| (保育の必要性なし) | F ……無業×無業 |

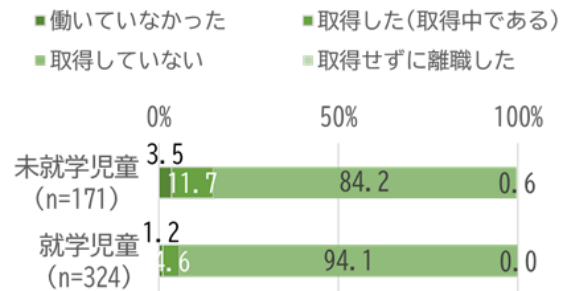
- 家庭類型による分類において、ボリュームゾーンは、タイプB(両親フルタイム)、タイプC(フルタイム×パートタイム 保育の必要性あり)となっている。
- 前回調査時に比べ、タイプBが増加、タイプD(専業主婦(夫))家庭が減少し、保育の必要性が増加している可能性がある。

④ 育休取得状況

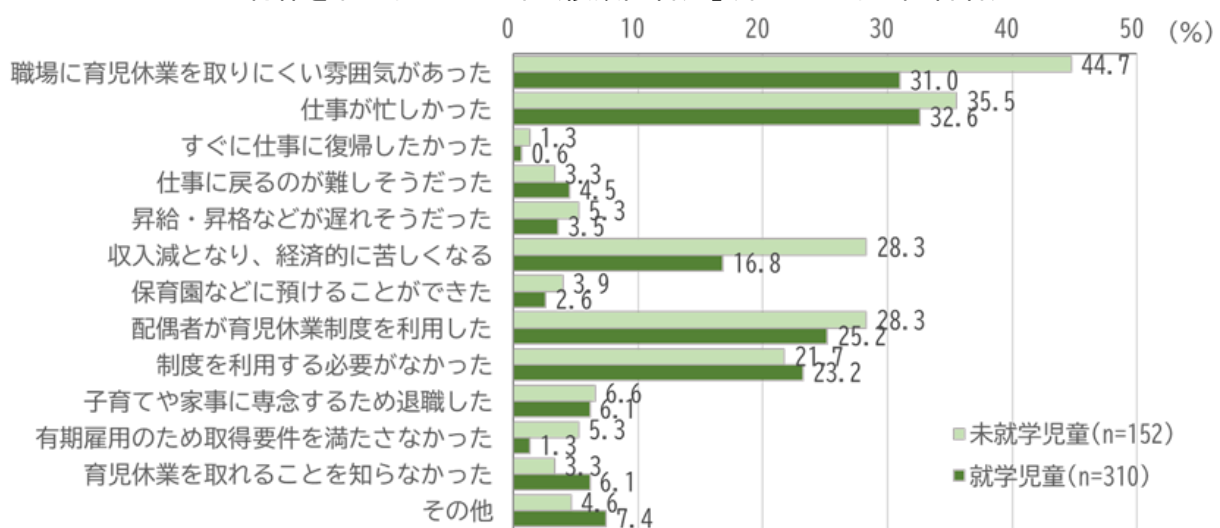
【母親】



【父親】



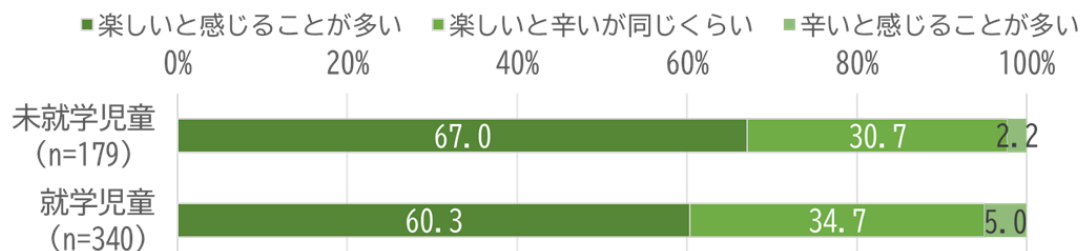
育休を取らなかった理由(複数回答)】(取っていない回答者)



- 育休取得については、母親・父親ともに未就学児童が就学児童を上回っており、両親ともに育休取得が進んでいる可能性が伺える。父親の育休取得割合は母親に比べて非常に低く(未就学:約 50 ポイント、就学:約 40 ポイント)になっている。
- 育休を取らなかった理由は「職場に取りにくい雰囲気があった」が最も高くなっている。

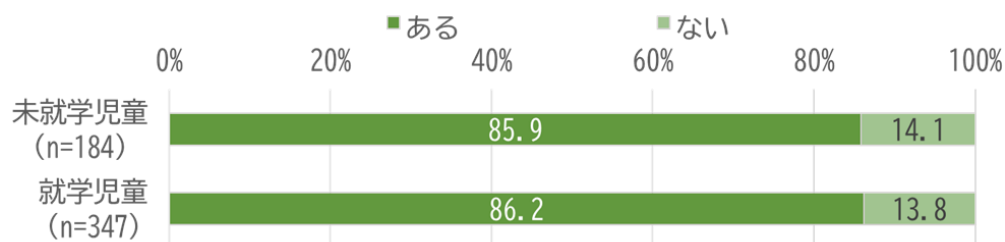
《子育てについての意識、悩みごと、相談先》

(ア)子育てに関する意識

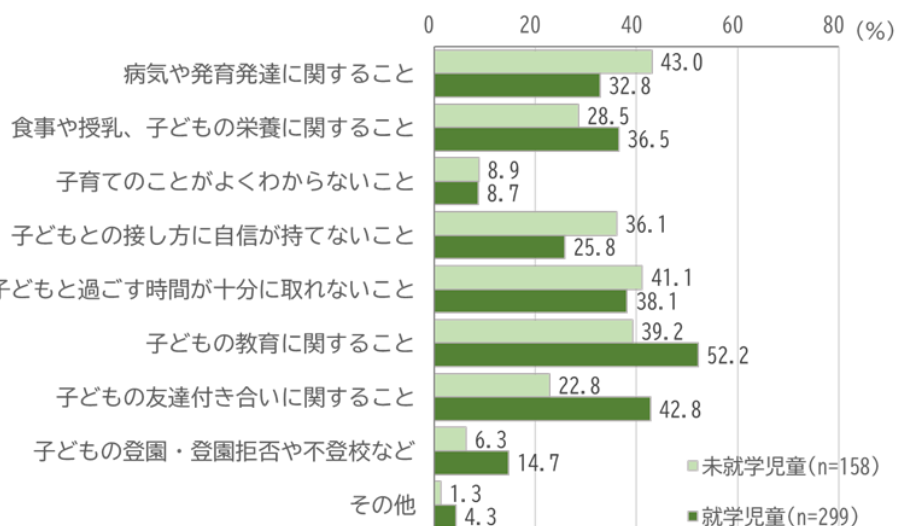


- 「楽しいと感じることが多い」割合は 6～7 割程度と最も高くなっている。一方で、「辛いと感じることが多い」は 5%前後である。

(イ)子どもや子育てにおける悩みごと、気になることの有無

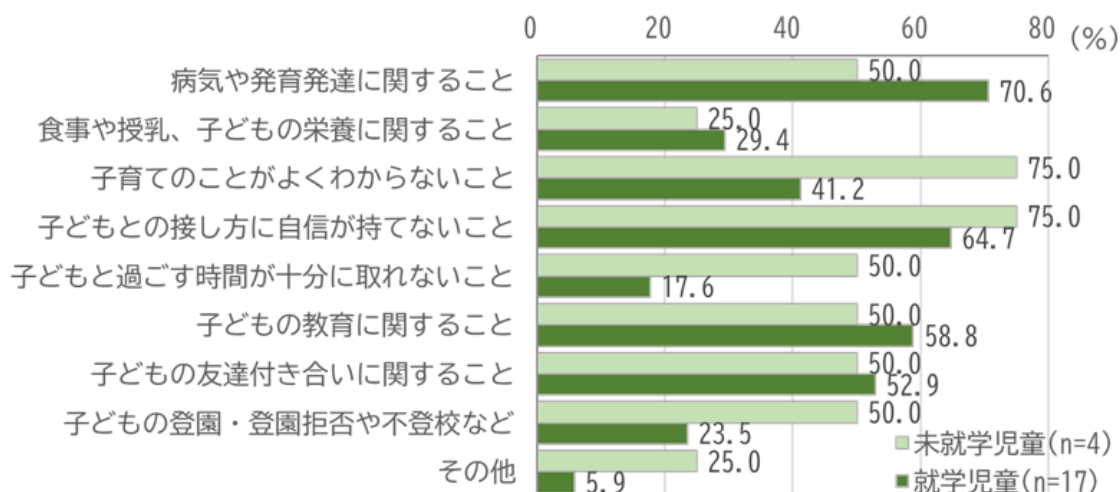


【悩みごと、気になること(複数回答)】(「ある」とした回答者)



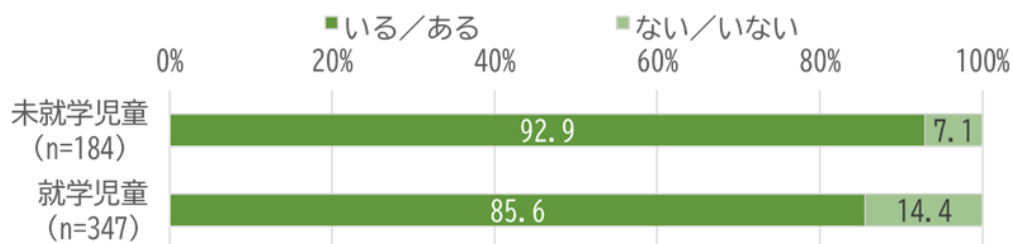
- 子どもに関する悩みごと、気になることがある割合は 85%程度である。
- 未就学児童の保護者は、「病気や発育発達に関すること」「子どもと過ごす時間が十分に取れないこと」等の割合が高くなっている。
- 就学児童の保護者は、「子どもの教育に関すること」「子どもの友達付き合いに関すること」等の割合が高くなっている。

【子育てを辛いと感じることが多い人の悩みごと(①×② 複数回答)】

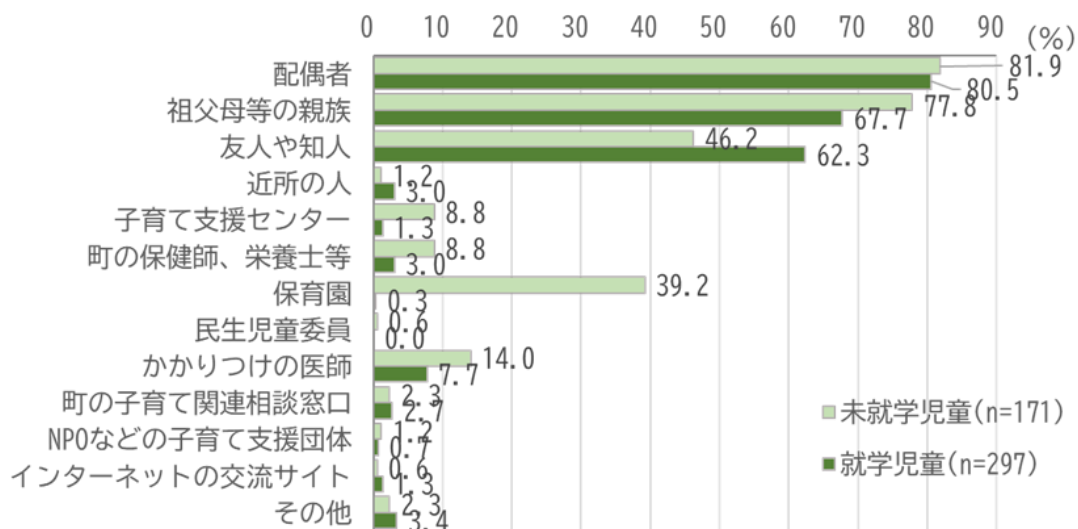


- 未就学児童の保護者は、「子育てのことがよくわからない」「子どもとの接し方に自信がもてない」とする割合が最も高くなっている。
- 就学児童の保護者は、「病気や発育発達に関すること」とする割合が最も高く、次いで「子どもとの接し方に自信がもてない」となっている。

(ウ)子育てに関する相談先の有無



【相談先(複数回答)】(「いる／ある」とした回答者)

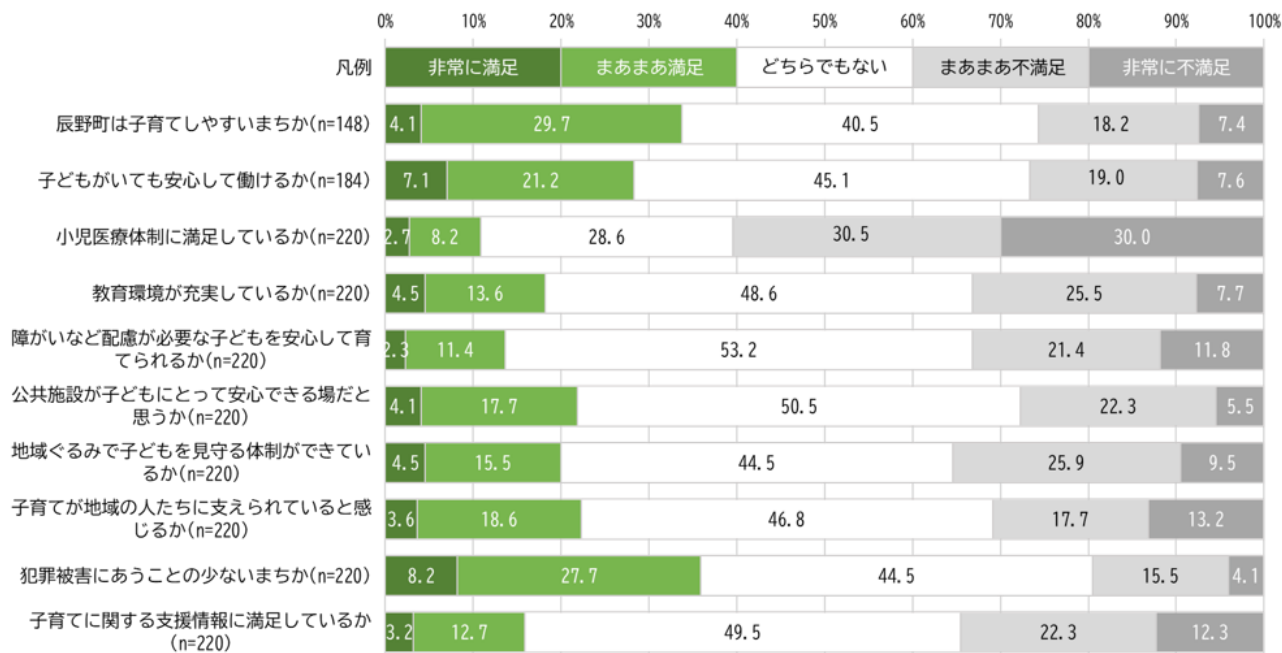


- 未就学児童、就学児童ともに8割以上が相談先があるとしている。いないとする割合は1割前後であり、就学児童は未就学児童に比べて約7ポイント高くなっている。
- 相談先としては、「配偶者」の割合が最も高く、次いで「祖父母等の親族」となっている。

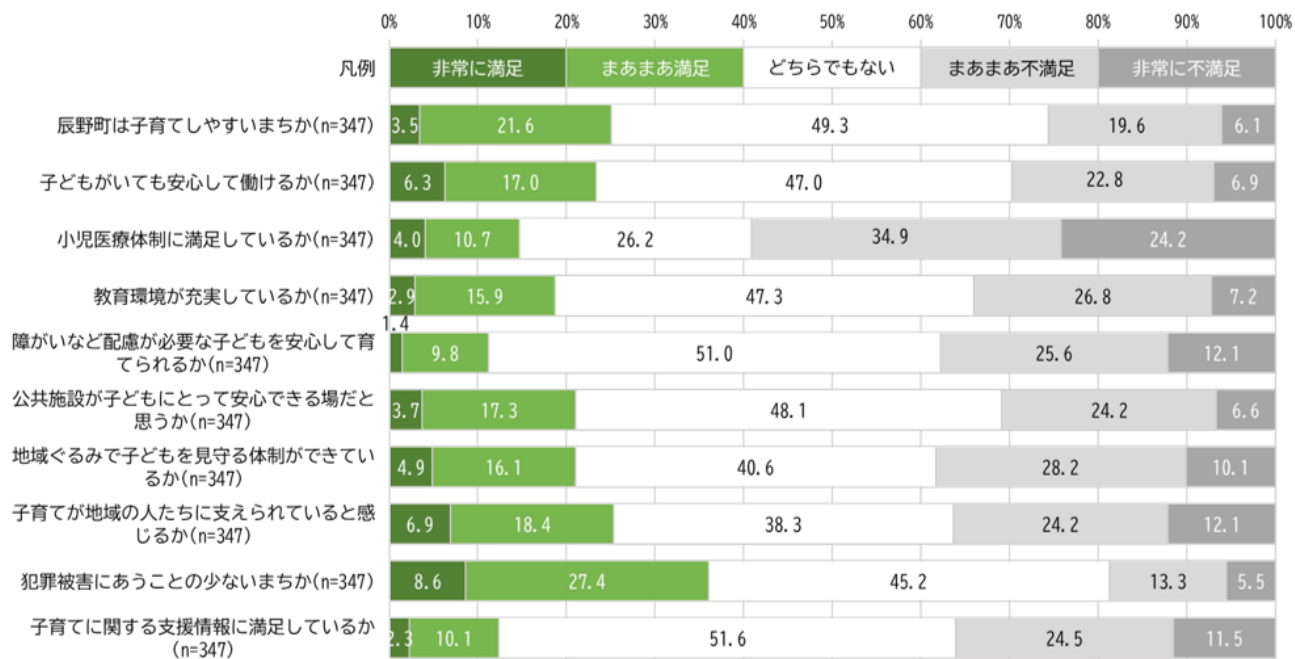
《子育て支援についての意見》

① 辰野町の子育て環境・支援の満足度

【未就学児童】

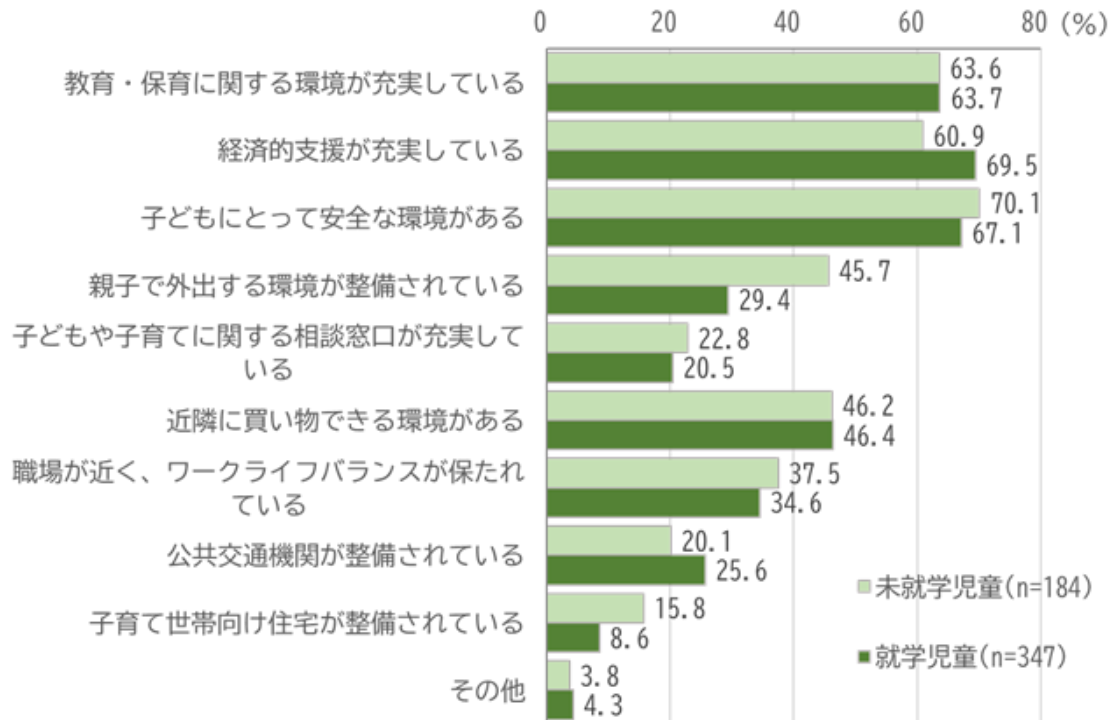


【就学児童】



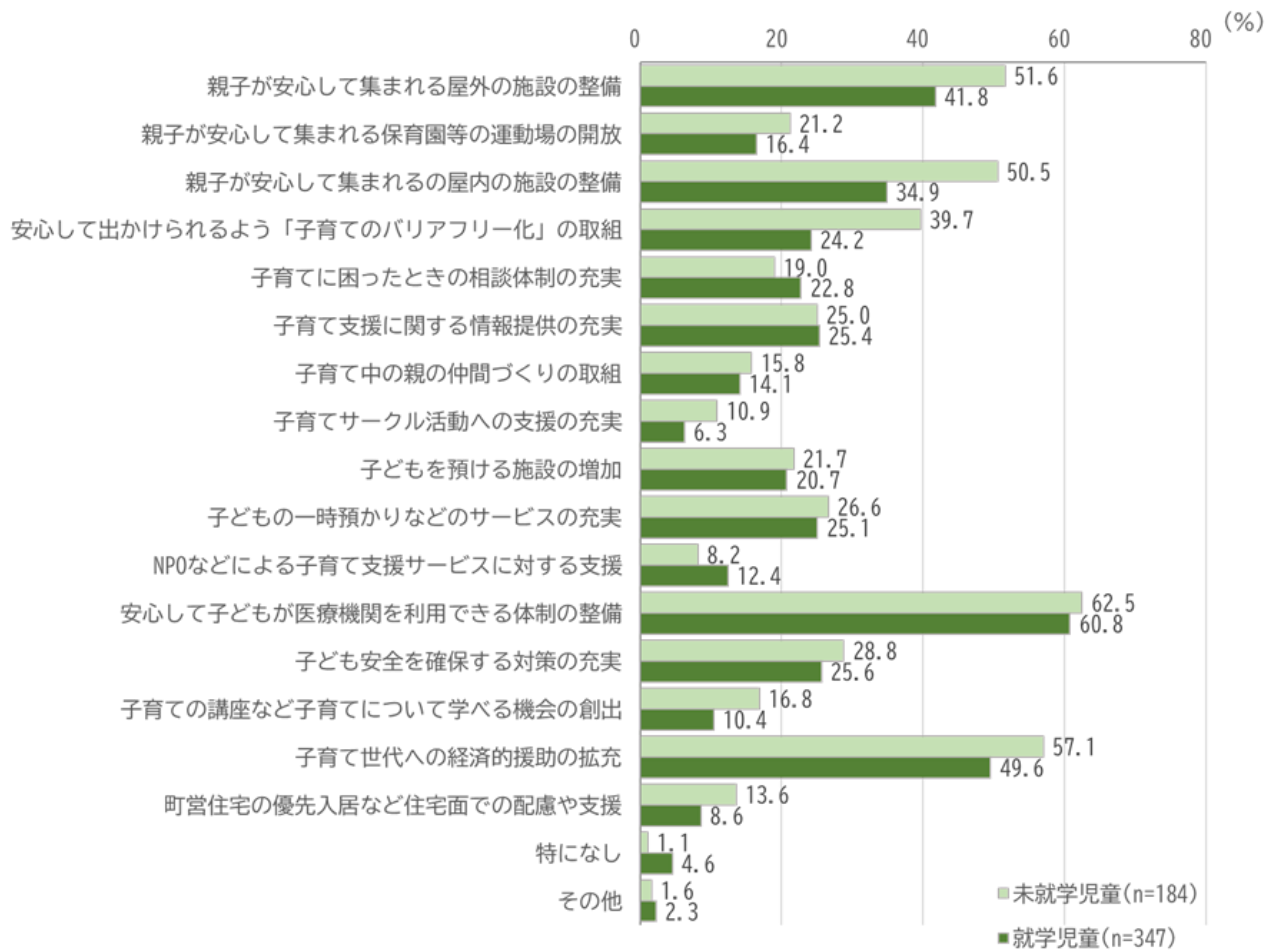
- 多くの項目において、「どちらでもない」割合が 40～50%前後と最も高くなっている。
- 「子育てしやすいまち」の満足度は、比較的満足している(「非常に満足」「まあまあ満足」の合計)割合は未就学児童で 33.8%、就学児童で 25.1%となっている。
- 「犯罪被害にあうことの少ないまち」の満足度は、本設問中では最も高くなっている。
- 「小児医療体制」の満足度は、本設問中では最も低くなっている。

② 子育てしやすいまちと感じる条件(複数回答)



- 教育・保育に関する環境の充実、経済的支援の充実、子どもにとって安全な環境があることを条件とする割合が高くなっている。
- 未就学児童、就学児童の傾向の差は概ねないが、就学児童は経済的支援、未就学児童は親子で外出する環境の整備、子育て世帯向け住宅の整備が高くなっている。

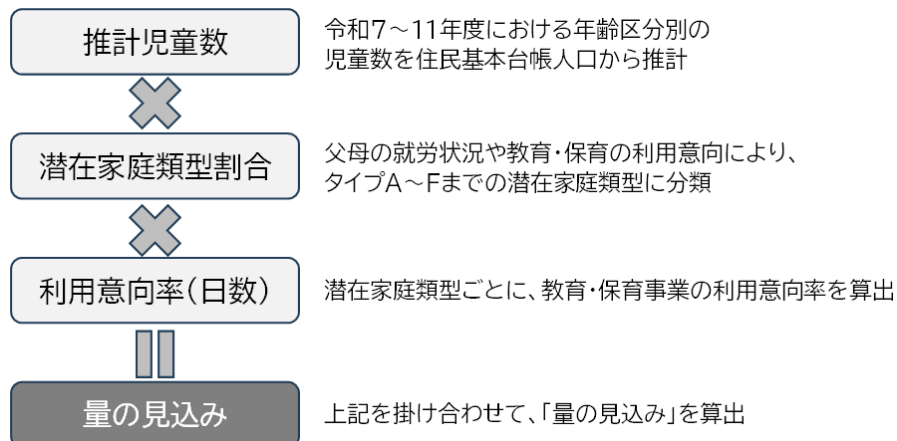
③ 充実してほしい子育て支援サービス(複数回答)



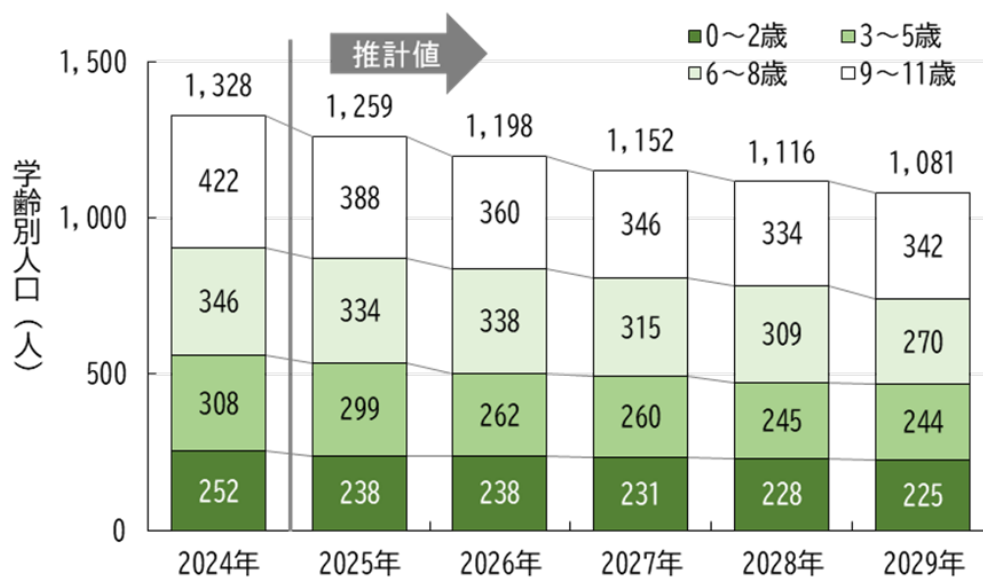
- 医療機関の整備への要望が最も高く、次いで経済的援助の拡充となっている。
- 未就学児においては、親子が安心して集まれる屋内外の施設整備の割合も50%を超えている。

《子ども・子育て支援事業のニーズ量推計》

① 子ども・子育て支援事業のニーズ量推計の仕方



② 推計に用いる児童数(0～11 歳)



出典: 2024 年は辰野町「住民基本台帳(4 月 1 日時点)」。2025 年以降は、2024 年実績・国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」を基にした独自推計

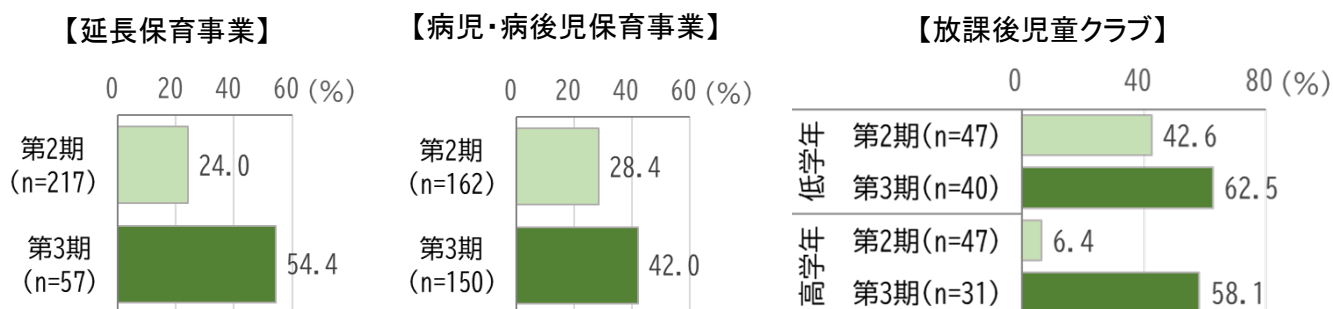
③ 家庭類型(未就学児童)

対象年齢		現在家庭類型	潜在家庭類型
		第3期(R6)	第3期(R6)
0歳	タイプA ひとり親	0.0%	0.0%
	タイプB フルタイム×フルタイム	50.0%	60.0%
	タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+64時間～120時間の一部)	30.0%	20.0%
	タイプC' フルタイム×パートタイム(64時間未満+64時間～120時間の一部)	10.0%	10.0%
	タイプD 専業主婦(夫)	10.0%	10.0%
	タイプE パート×パート(双方月120時間以上+64時間～120時間の一部)	0.0%	0.0%
	タイプE' パート×パート(いずれかが64時間未満+64時間～120時間の一部)	0.0%	0.0%
1・2歳	タイプF 無業×無業	0.0%	0.0%
	タイプA ひとり親	10.8%	10.8%
	タイプB フルタイム×フルタイム	73.0%	78.4%
	タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+64時間～120時間の一部)	13.5%	10.8%
	タイプC' フルタイム×パートタイム(64時間未満+64時間～120時間の一部)	0.0%	0.0%
	タイプD 専業主婦(夫)	2.7%	0.0%
	タイプE パート×パート(双方月120時間以上+64時間～120時間の一部)	0.0%	0.0%
3歳～就学前	タイプE' パート×パート(いずれかが64時間未満+64時間～120時間の一部)	0.0%	0.0%
	タイプF 無業×無業	0.0%	0.0%
	タイプA ひとり親	3.7%	3.7%
	タイプB フルタイム×フルタイム	45.5%	56.0%
	タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+64時間～120時間の一部)	30.6%	25.4%
	タイプC' フルタイム×パートタイム(64時間未満+64時間～120時間の一部)	7.5%	9.0%
	タイプD 専業主婦(夫)	12.7%	6.0%
	タイプE パート×パート(双方月120時間以上+64時間～120時間の一部)	0.0%	0.0%
	タイプE' パート×パート(いずれかが64時間未満+64時間～120時間の一部)	0.0%	0.0%
	タイプF 無業×無業	0.0%	0.0%

- 家庭類型を学齢別にみると、0歳、1・2歳、年少～年長のいずれにおいても、タイプB(両親フルタイム)の割合が最も高く、特に1・2歳は70%以上となっている。
- 各歳とも、タイプBにおいて現在家庭類型から潜在家庭類型への移行が5ポイント以上みられる。

④ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

利用意向率(未就学児童保護者の回答の前回推計結果との比較 抜粋)



《ニーズ調査のまとめ》

1. 子どもの育ちをめぐる状況

- ◆ 両親ともにフルタイム就労をしている世帯が増加している。
- ◆ 両親の育児参加、父親の育休取得が進んでいる。ただし、母親に比べると父親の育休取得は40ポイント以上低い。
- ◆ 日頃、子どもを見てもらう人がいない世帯が10%程度いる。

2. 子育てについての意識、悩みごと、相談先

- ◆ 子育てが楽しいと感じることが多い割合が6～7割ほどいる一方で、辛いと感じることが多い割合5%程度いる。
- ◆ 約85%は、子どもに関する子育ての悩みごと、気になることがあるとしている。子育てが辛いと感じることが多い回答者の悩みとしては、未就学児童・就学児童ともに「子どもとの接し方に自信がもてない」とする割合が高い。
- ◆ 1割前後の者が相談先は「ない／いない」としている。

3. 子育て支援についての意見

- ◆ 子育てのしやすさについては、比較的満足と感じている割合は30%前後となっている。全般的には、満足でも不満足でもないと感じている層が多い。
- ◆ 犯罪被害の少なさは高い満足度を得ている。
- ◆ 経済的支援の他に、小児医療体制整備へのニーズが高い。自由記述からも病児・病後児保育を含めた病院への意見が見られる。

4. 子ども・子育て支援事業へのニーズ

- ◆ 両親ともにフルタイムである家庭の増加により、教育・保育については、0歳児の保育利用、地域子ども・子育て支援事業については、延長保育や放課後児童クラブの利用ニーズが増加した。
- ◆ その他の事業については、人口の減少に伴い、徐々に利用が減っていく見込みである。

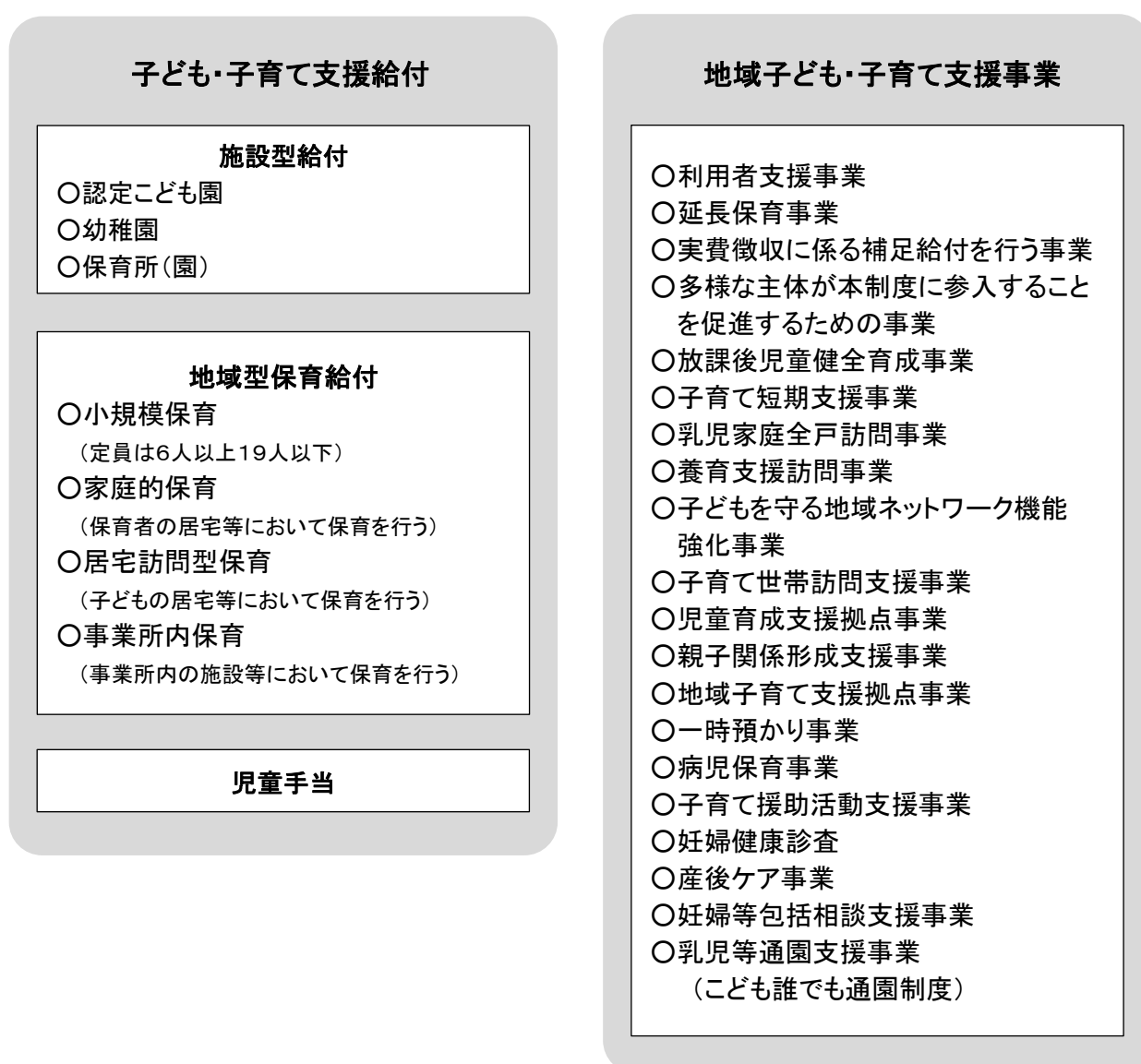
第3章 教育・保育と子ども・子育て支援事業の充実

1. 教育・保育と子ども・子育て支援事業の全体像

子ども・子育て支援法等に基づく新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた施設型給付と地域型保育給付及び児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

令和7年度からは、地域子ども・子育て支援事業に「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「産後ケア事業」、「妊婦等包括相談支援事業」「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の6事業が新たに位置づけられます。

【事業の全体像】



2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制などを計画する上での単位のことであり、子ども・子育て支援法第61条第2項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定める必要があります。

本町においては、保育園は町全域が通園範囲であり、幼稚園も町全域からの利用となっているため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業について提供区域を分割することはせず、町全体を1つの区域として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を定めることとします。

3. 教育・保育の認定

子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園や保育園などの教育・保育施設及び事業を利用するにあたり、子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定には大きく分けて1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育の必要性のほか、保育を必要とする時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

地域の人口構造や保護者の就労意向、教育・保育施設の利用状況や利用希望といった地域特性を十分に踏まえながら、必要な教育・保育の量の見込みと確保方策を計画します。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設及び事業
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		あり	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間内における教育・保育事業の現在の利用状況、児童数の推計及びニーズ調査の利用意向等を含めた「量の見込み」（ニーズ量）に対し、本町における教育・保育施設の提供体制を「確保方策」として下記のとおり定めます。

令和8（2026）年3月に平出保育園が閉園し、令和8（2026）年4月から東部保育園と統合しますが、定員には達していないため供給体制の確保はされています。母親の就労状況といった観点では、フルタイムで就労する（希望する）母親の増加がみられ、子どもが減少している状況においても保育ニーズについては今後も高まることが想定されます。保育士不足といった全国的な課題に加え、配慮が必要な子どもに対応する体制を確保する必要があるため、保育士の確保に尽力することで、提供体制の確保を図り、併せて子どもたちが安心・安全に施設を利用できるよう、国等の各種補助事業を活用し、計画的に老朽化した施設の改築・改修、機能強化により、教育・保育環境の整備を行います。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

認定区分	年齢区分	量の見込み 確保方策	R6 (2024) 実績	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
1号認定	3～5歳 (教育)	量の見込み	37	40	38	36	34	32
		確保方策	40	40	40	40	40	40
2号認定	3～5歳 (保育)	量の見込み	275	243	213	212	198	197
		確保方策	456	456	363	363	363	363
3号認定	0歳	量の見込み	33	31	30	30	30	29
		確保方策	29	29	33	33	33	33
	1歳	量の見込み	47	46	45	45	44	43
		確保方策	44	44	60	60	60	60
	2歳	量の見込み	59	79	72	71	70	69
		確保方策	46	46	79	79	79	79

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

子ども及び保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や、地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるように、情報提供及び必要に応じて相談、助言等の援助を行う事業です。

本町では、行政窓口で一元的に保育園の入園の相談を始め、子育てに関する相談や受付、町公式LINE、子育て支援アプリによる配信等情報提供を行っています。令和7年度に、「こども家庭センター」を設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、また、こどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供していきます。

《こども家庭センター》

令和4年6月の児童福祉法の改正により、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を一体的な組織として、「こども家庭センター」を設置することで、児童福祉・母子保健の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としています。

区 分		R6 (2024) 実績	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み (か所)	基本型・特定型	－	－	－	－	－	－
	母子保健型	1	－	－	－	－	－
	こども家庭センター型	－	1	1	1	1	1
確 保 方 策 (か所)	基本型・特定型	－	－	－	－	－	－
	母子保健型	1	－	－	－	－	－
	こども家庭センター型	－	1	1	1	1	1

② 延長保育事業(時間外保育事業)

保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に保育園において保育を実施する事業です。

全保育園で実施しています。ニーズ調査結果から利用意向率は高く、今後も一定数の利用が見込まれるため、ニーズに合わせた受入体制の確保に努めます。

区 分		R6 (2024) 実績	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み(人)		256	258	234	232	222	220
確保方策	利用者数(人)	256	260	240	240	230	230
	施設数	6	6	5	5	5	5

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町においては、実費徴収に関わる補足給付事業は実施していないため、第3期については事業量を見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況及び国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営の促進を図る事業です。

本町においては、この事業は実施していないため、第3期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、新規の事業所等ができた時は必要に応じて実施を検討します。

⑤ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

児童が帰宅しても保護者が就労等により不在の家庭のために、放課後等に児童を預かり、適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

辰野西小学校、東小学校、南小学校及び両小野小学校の4つの学童クラブを設置・運営しています。

区 分		R6 (2024) 実績	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み (人)	低学年(1～3年)	358	156	158	147	144	126
	高学年(4～6年)		191	178	171	165	169
確保方策 (人)	低学年(1～3年)	358	156	158	147	144	126
	高学年(4～6年)		191	178	171	165	169
	施設数	4	4	4	4	4	4

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者が疾病、その他の理由により、一時的に家庭で養育できなくなったとき、児童福祉施設等で預かります。

現在は児童養護施設「たかずやの里」(伊那市)と「つつじが丘学園」(岡谷市)の2施設に委託しています。引き続き、関係機関と連携しながら施設の確保に努めます。

区 分		R6 (2024) 見込	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み(延べ人数)		0	10	10	10	10	10
確保方策	利用者数(延べ人数)	0	10	10	10	10	10
	施 設 数	2	2	2	2	2	2

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

生後1～2か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。

妊婦や子育て家庭に寄り添って相談に応じ、必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援事業」(利用者支援事業の「妊婦等包括相談支援事業型」と、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用の負担軽減を図る「経済的支援(妊婦のための支援給付)」における出産後の面談としても位置付けて実施しています。

区 分		R6 (2024) 実績	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み(人)		73	80	80	80	80	80
確保方策(人)		73	90	90	90	90	90

⑧ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、専門職がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

今後も継続して支援を行い、家庭での安定した養育が可能となるように努めます。

区 分		R6 (2024) 見込	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み(人)		40	60	80	80	80	80
確保方策(人)		40	60	80	80	80	80

⑨ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化と、構成員間の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応するための事業です。

本町では、要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別ケース会議を行い、児童の安全確保のための支援を図っています。

区 分	R6 (2024) 見込	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み						
代表者会議(回)	1	1	1	1	1	1
実務者会議(回)	4	4	4	4	4	4

⑩ 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭をヘルパーが訪問し、家事、育児などの支援を行う事業です。

本町では、令和6年度から実施しています。支援を必要とする家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家庭や養育環境を整えることにより虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ取組を推進します。

区 分	R6 (2024) 見込	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み(人)	3	5	5	7	7	8
確保方策(人)	3	5	5	7	7	8

⑪ 児童育成支援拠点事業

児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

令和6年時点においては未実施の事業ですが、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて量の見込みを設定します。

⑫ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

ペアレント・トレーニングとして、1歳6か月から小学校入学前の子どもを持つ保護者を対象に実施してします。

区 分	R6 (2024) 見込	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み(回)	8	8	8	8	8	8
確保方策(回)	8	8	8	8	8	8

⑬ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育て支援センター(ちびっこ愛ランド)として実施しています。また、施設内では、「町の保健室」として子育て相談員が相談に応じています。今後も利用者を増やすための取組みを進めるとともに、事業の周知を図り保護者のコミュニティとなる本事業を継続していきます。

区 分		R6 (2024) 見込	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み(延べ人数)		7,828	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
確保方策	利用者数(延べ人数)	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	施 設 数	1	1	1	1	1	1

⑭ 一時預かり事業

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間に保育園その他の場所において一時的に預かり、保育を実施する事業です。

全保育園と子育て支援センターで実施しています。ニーズ調査結果から利用意向率は高く、今後も一定数の利用が見込まれるため、ニーズに合わせた受入体制の確保に努めます。

区 分		R6 (2024) 見込	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み(人)		136	120	120	120	120	120
確保方策	利用者数(人)	136	140	120	120	120	120
	施 設 数	7	7	6	6	6	6

⑮ 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

児童が病気または病気の回復期にあり、集団での保育が困難な児童が、病院・保育園等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

現在、「病児保育室いちごハウス」(箕輪町)に委託して実施しており、今後も一定数の利用が見込まれるため、継続して実施します。ニーズ調査結果の利用意向率の向上及び令和7(2025)年に新たに開設する施設を踏まえ、実績より多い人数を見込んでいます。

区 分		R6 (2024) 見込	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み(人)		129	200	200	200	200	200
確保方策	利用者数(人)	129	250	250	250	250	250
	施 設 数	1	2	2	2	2	2

⑯ 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

児童の預かり等の援助をする人(提供会員)と、援助をしてもらいたい人(依頼会員)の双方を会員として登録し、育児の援助活動に取り組む事業です。

事務局は子育て支援センター内にあります。依頼会員が必要な時に子育てのサポートを受けられるよう、受入体制を確保するとともに、事業の周知や提供会員の研修会などを開催し、資質向上を図ります。

区 分		R6 (2024) 見込	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み(人)		140	100	100	100	100	100
確保方策(人)		150	150	150	150	150	150

⑰ 妊婦健康診査

母子保健法第13条の規定に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として、健康診査を行う事業です。妊婦健康診査の公費負担受診券を交付し、必要な健診を受けることにより妊娠期を健やかに安心して過ごせるよう支援しています。

区 分		R6 (2024) 見込	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み(人)		85	90	90	90	90	90
確保方策(人)		90	90	90	90	90	90

⑱ 産後ケア事業

産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する事業です。安心して子育てができるよう、医療機関や助産所で母子の心身のケア、授乳や育児等の相談やサポートをします。

産後ケアを利用した場合の利用料の助成をしており、産後ケアを必要とする母子が安心して利用できるよう、今後も継続していきます。

区 分	R6 (2024) 見込	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み(人)	13	15	15	15	15	15
確保方策(人)	13	15	15	15	15	15

⑲ 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

母子健康手帳の発行時の全数面談や妊娠8か月アンケート時のフォローを通じて、出産に向けた切れ目のない支援を行います。

区 分	R6 (2024) 見込	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
量の見込み(人)	146	160	160	160	160	160
確保方策(人)	146	180	180	180	180	180

⑳ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園等に通っていない0歳から2歳の子どもを対象に、良質な成育環境を提供するとともに、その保護者との面談を通じ適切な情報提供や支援を実施することにより、孤立した子育てを防ぐことを目的とし、親が就労していない場合でも保育園等で、時間単位でこどもを預けられる制度です。

令和7年度は試行とし、令和8年度から本格的に実施予定ですが、本事業の実施に際しては、保育士の確保が必要不可欠であることから、事業実施に向けた人材の確保を図ります。

区 分		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
0歳	量の見込み(延べ人数)			1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策(延べ人数)			1人日	1人日	1人日	1人日
1歳	量の見込み(延べ人数)			1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策(延べ人数)			1人日	1人日	1人日	1人日
2歳	量の見込み(延べ人数)			1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策(延べ人数)			1人日	1人日	1人日	1人日

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

事業の推進にあたっては、妊娠から出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援や取組が必要であることから、庁内関係各課の連携、特に教育・福祉・保健分野の連携は必要不可欠です。

庁内関係各課を中心に具体的施策の実施状況について適宜把握するとともに、部署の枠組みを超えた総合的な体制により、各部局での事業取組の情報を共有し、町全体で計画を推進します。

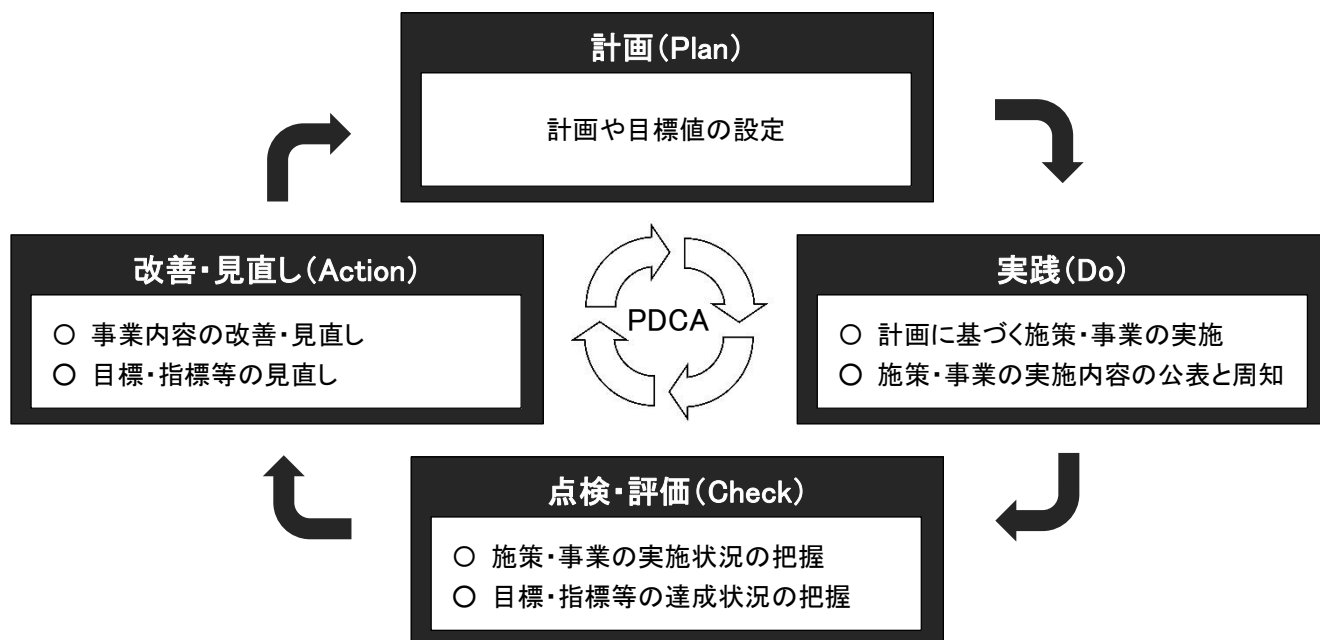
また、本計画に掲げる取組については、本町が単独で実施できるもののほかに、国の制度や法律などに基づく事業もあるため、国や長野県、近隣自治体との連携を深め、必要に応じて協力要請を行いながら、計画を推進します。

2. 計画の評価・検証

本計画に基づく事業の実施状況については、学識経験者や子育て中の保護者などで構成する「辰野町子ども・子育て会議」において、進捗状況の把握や今後の方向性について点検・評価を行い、必要に応じて取り組みの改善を図ります。

また、第3章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、計画期間における今後のニーズ量（見込み量）と確保方策（提供量）を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを鑑みながら、翌年度以降の事業展開に活かします。

推進の仕組みとして、【Plan（計画）—Do（実施）—Check（点検・評価）—Action（改善・見直し）】のPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。



(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、辰野町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 辰野町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し識見を有する者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集しその議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(傍聴の取扱い)

第7条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て応援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

子ども・子育て会議委員名簿

委員

(敬称略・順不同)

No.	氏 名	所属・役職
1	林 まどか	PTA連合会会長(辰野東小学校)
2	上條 美幸	保育園保護者協議会長(小野保育園)
3	三澤 洋之	平出保育園保護者代表
4	倉科 正豊	聖ヨゼフ幼稚園長
5	大井田 由佳	学童クラブ保護者会長(西学童クラブ)
6	小澤 久仁子	主任児童委員代表
7	佐藤 幸子	信州豊南短期大学 幼児教育学科教授
8	片桐 広文	校長会長(辰野東小学校)
9	小林 テル子	町議会 福祉教育常任委員長
10	有井 直美	学童クラブ支援員代表
11	有賀 美智代	保育園長代表(中央保育園)
12	鈴木 亜紀子	保育園主任代表(羽北保育園)
13	大久保 智恵	子育て支援センター長

No.	氏 名	所属・役職
1	武居 保男	町長
2	山田 勝己	副町長
3	高倉 健一郎	子育て応援課 課長
4	高津 稔	課長補佐兼子育て政策係長
5	田中 香織	課長補佐兼こども保育係長
6	井出 加代	子育て家庭支援係長
7	殿内 菊美	母子保健係長
8	武井 智貴	子育て政策係
9	野澤 彩絵	子育て政策係
10	小澤 靖一	学校支援課 課長
11	宮原 隆史	課長補佐兼教育総務係長

任期:令和7年3月31日まで